

令和8年度 保育園・認定こども園

















受付期間

①令和7年10月10日(金)~10月31日(金)

- ※書類が全て揃ってからの受付となります。
- ※令和8年度中に産休明け・育児休業明けで途中入園を希望される方も必ずこの期間に申込みをしてください。申込み状況により入園の調整をする場合があります。(令和7年10月31日時点で母子健康手帳の交付を受けている出生予定のお子さんも入園申込みが可能です。)

②追加受付 令和8年1月19日(月)~1月30日(金)

※①の受付期間後、**受入人数に空きがある保育園・認定こども園等(年齢区分)でのみ受付します**。 対象施設は市ホームページ及び令和8年1月25日号でお知らせします。

申請書類

【配布場所】 第 1 希望の保育園等 または 子ども課

※市外の保育園等の利用をご希望の方は事前に子ども課へご相談ください。

【受付場所】 第1希望の保育園等

※市外の保育園等を利用希望する場合は、子ども課

魚沼市教育委員会事務局 子ども課 保育園幼稚園係

〒946-8601 魚沼市小出島 910 番地(本庁舎 1 階)TEL 025-792-9201

■子ども・子育て支援新制度について

小学校就学前のお子さんの教育・保育を保障するための「給付制度」です。 お子さんの状況に応じた教育・保育に関する給付を受けるためには、お住まいの市町村より『教育・保育給付認定』を受ける必要があります。

■教育・保育給付認定とは

お子さんの年齢や保育を必要とする事由等により、市町村が3つの区分の認定を行います。 新制度の幼稚園や認定こども園(教育部分)を利用するには、『教育認定』を、保育園や認定こど も園(保育部分)、家庭的保育室(地域型保育事業)を利用するには、『保育認定』を受ける必要が あります。認定されると、「教育・保育給付認定決定通知書」が交付されます。通知書には、教育・ 保育給付認定の区分、保育の必要量、認定期間などが記載されます。

> ≪ご注意≫ 教育・保育給付認定は、保育の必要性の有無を判定するものであり 保育園等の入園を決定するものではありません。

■認定区分

年 絵 区 公	保育の認定		$\nabla \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \$		利用できる施設				
年齢区分 必要性		心 化	認定区分		保育園	認定こども園	家庭的保育室		
3歳~5歳	必要性 なし	教育認定	1号認定	\bigcirc	×	\circ	×		
	必要性 あり	生 生	2号認定	×	0	0	×		
〇歳~2歳			保育認定	3号認定 満3歳から、2号 認定に切り替わ ります。	×	0	0	0	

- ◆幼稚園とは・・・・・・小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校です。
- ◆保育園とは・・・・・・保護者が働いている場合や病気などのために家庭で保育することができない 場合に、家庭の保護者に代わって保育する施設です。
- ◆認定こども園とは・・・幼稚園と保育園の機能をあわせ持ち、教育と保育を一体的に行う施設です。 3歳から5歳までのお子さんは保護者の就労に関係なく利用が可能です。
- ◆家庭的保育室とは・・・家庭的な雰囲気のもとで、原則3歳未満児を対象とした少人数(定員5人以下)できめ細かな保育を行います。
- ※私立めぐみ幼稚園の利用を希望する場合は、直接めぐみ幼稚園にお申し込みください。 教育認定の申請についても幼稚園を通じて手続きを行います。

■保育を必要する事由(2号認定・3号認定)と有効期間

保育認定を受けるには、保護者(父母)が次の①~⑩いずれかの事由に該当することが必要です。

	保育を必要とする事由	認定の最長有効期間
1	月 48 時間以上の就労 (フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内労働など基本的 にすべての就労を含む)	小学校就学前まで
2	妊娠・出産 (出産前後で保育ができない場合)	産前6週(多胎の場合は14週) を含む月初日から産後8週間を経 過する日の翌日が属する月末まで
3	保護者の疾病・障害 (病気や心身に障害等があり、保育ができない場合)	療養の期間が終了する日が属する 月の月末まで
4	親族等の介護・看護 (同居または長期入院している親族を常に介護・看護している場合)	介護・看護の期間が終了する日が 属する月末まで
6	災害復旧 (火災、風水害、地震などの災害復旧にあたっている場合)	市長が認める期間
6	求職活動 (求職活動(起業準備も含む)を行っている場合)	3ヶ月後の月末まで
7	就学・ 職業訓練(学校に在学または職業訓練を受けている場合)	卒業または修了の日が属する月の 月末まで
8	虐待・DV (虐待や DV のおそれがあり保育が困難な場合)	市長が認める期間
9	育休中の継続利用 ※新規入園は該当しません。 (意休取得時に、すでに保育園等を利用していて継続利用が必要な 場合)	育休対象のお子さんの1歳の誕生 日前日が属する月の月末まで
10	その他(上記に類する状態として認められる場合)	市長が認める期間

- ※ 父、母が同じ事由の場合は、保育が困難となる時間が短い方の時間で認定します。
- ※ 保育認定を受けた事由に該当しなくなった場合は、その時点で認定の有効期間が終了します。 保育園等を利用できるのは認定の有効期間内となります。
- ※ 保育認定を受けた事由が変更したときは、再度、保育認定の申請手続きが必要です。
- ※ 保護者の就労状況等を確認するために、「現況届」の提出が必要です。(毎年2月頃を予定)

■保育の必要量(保育標準時間・保育短時間)

2号認定・3号認定を受ける方は、保育の必要量に応じて、「保育標準時間」または「保育短時間」に区分されます。認定区分により保育を利用できる時間や利用者負担額が異なりますのでご注意ください。

認定区分	保育時間※	保育を必要とする事由
保育標準時間	1日最長 11 時間まで	①父母ともに <u>月120時間以上の就労</u>
休月徐华时间 		②妊娠・出産 ⑤災害復旧 ⑧虐待・DV
	1日最長 8 時間まで	①父母ともに <u>月48時間以上でいずれかが月120</u>
保育短時間		<u>時間未満の就労</u>
		⑥求職活動等 ⑨育休中の継続利用

- ※ シフト制の勤務や通勤時間など保護者の状況により個別に判断する場合があります。
- ※ 保育標準時間認定の場合は、保護者の希望により「保育短時間」を選択できます。

■保育(教育)時間

1号認定 ※

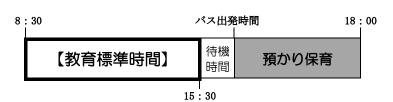
教育実施日:

月~金

(夏休み等の長期休業が あります。)

※すもんこども園の利用時間です。

めぐみ幼稚園は、園にお問い合わせください。



◇原則、教育標準時間を超えての利用はできません。ただし、やむを得ない 場合は、預かり保育を実施します。保育料とは別に下記料金がかかります。

区 分	預かり保育の額
教 育 実 施 日	1回 100円
土曜日	半日 500円 / 1日 1,000円
夏休み、冬休み、春休み等	半日 250円 / 1日 500円

預かり保育の無償化について

1号認定の教育標準時間を超えて預かり保育を利用する場合、以下の条件を満たす世帯から「子育 てのための施設等利用給付」の認定申請により、利用料の一部または全額が無償となります。 認定申請については、各園または子ども課へお問い合わせください。

4月1日時点満年齢	認定 区分	無償化の条件	上限額(月額)
3 歳以上	新2号	就労等の保育の必要性がある世帯	11,300円
2歳	新3号	就労等の保育の必要性がある市町村民税非課税世帯	16,300円

~子育てのための施設等利用給付とは~

幼稚園、認定こども園の預かり保育や認可外保育施設等の利用料を無償化する給付であり、 幼児教育・保育無償化により創設された制度です。

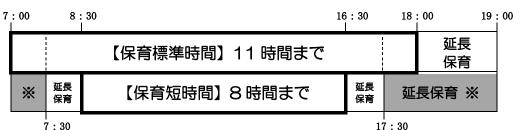
2号認定 3号認定

保育利用日:

月~土

※小出保育園 と第二たんぽ ぽ保育園で休 日保育を実施 しています。

◎魚沼市内の『公立保育園』の利用時間を【例】としてあげています。



- ◇保育時間を超えて園を利用する場合は、延長保育の利用となります。
- ◇公立園では、短時間認定の延長保育(上記表の※)については1日100円を徴収します。
- ◇延長保育の利用は、**原則、保護者が就労等の理由で通常の登降園時間に送迎ができない場合**にご利用になれます。

※私立保育園をご利用の場合は、各園にお問い合わせください。

■教育・保育給付認定申請、入園申込みから入園までの流れ

保育認定(2・3号認定)

認定申請・入園申込み

第1希望の園に「支給認定申請書 (兼施設等利用申込書)」を提出します。

受付期間 10/10~10/31



利用調整

定員を超える申込みがあった場合は、利用調整基準指数表に基づき、保育の必要性と優先利用から市が全体の調整を行います。**先着順や抽選ではありません。**





認定·入園決定(内定)

市から「教育・保育給付認定 決定通知書」・「入園決定(内定) 通知」を送付します。

12月下旬通知予定

入園保留

第 1~3 希望園での利用調整ができない場合は、「施設利用保留通知」を送付します。入園辞退等で空き状況がでた場合は、保育の必要性や希望園を考慮し保護者へ連絡します。



各園での面談等

入園する保育園等で面談を行い、お子さんの生活の様子等を確認します。

R8年1~3月予定(各園で時期が異なります) 案内は、各園から送付します。



入園

新年度より保育園等を利用できます。

追加受付期間での申込みの場合は、令和8年2月下旬頃までに入園決定(内定)を通知します。

保育園での面談等は、個別対応になる場合がありますので、ご了承ください。

教育認定(1号認定)

入園申込み

希望する園に直接、入園申込みを行います。

受付期間 10/10~10/31



入園内定·認定申請

園からの入園内定後、園を 通じて「支給認定申請書(兼 施設等利用申込書)」を提出 します。



認定決定

1

1

市から「教育・保育給付認定 決定通知書」を送付します。

12 月下旬通知予定



各園での面談等

幼稚園等で面談を行い、お 子さんの生活の様子等を確認 します。

案内は、各園から送付します。



入園

園と利用契約を結び、新年 度より利用できます。

※すもんこども園(1号)の場合は、入園中込みと認定申請を併せて行います。



希望する施設の園開放を利用したり、 見学をして、雰囲気や保育方針などを 確認しておくことをおすすめします。

■教育・保育給付認定申請、入園申込みに必要な書類

教育・保育給付認定申請および入園申込みにあたっては、以下の1~4の書類が必要となります。

1 支給認定申請書(兼施設利用申込書) 全員提出

- ・お子さん1人につき、1枚ずつ記入してください。
- ・保育利用を希望する場合は、第1希望から第3希望まで必ず記入してください。

2 保育を必要とする理由が分かる書類 2 号認定・3 号認定の方のみ提出

・父母それぞれで該当する事由の書類が必要です。同時入園のきょうだいがいる場合は、原本を一番上のお子さんに添付し、その他のお子さんにはコピーを添付してください。

	保育を必要と	とする理由		提	出	が	必	要	な	書	類
1	就 労	会社員内職等 自営業・農業等	•]	就労証明	書 (父	(母用①))※勤	务先から	証明を	受けて	ください。
2	妊娠•出産			保育を必 母子健康						_	^るページ
3	疾病•障害	疾病•負傷		保育を必 診断書等			曲の申	主立書	(父母用	2)	
4	介護•看護	障害のある方		保育を必 障害者手			曲の申	書立書	(父母用	2)	
		就労内定者		保育を必 内定通知						_	IJ)
6	求職活動 他			保育を必 求職活動				主立書	(父母用	2)	
		起業準備中		保育を必 事業計画		する事に	曲の申	主立書	(父母用	2)	
7	⑦ 就学・職業訓練			保育を必 在学証明						2)	
9	育休中の継続利用 (※転園のみ)		•]	・ 就労証明書(※育休期間を必ず記入してもらってください。)							ごさい。)
(5) (8) (9)	(8) 虐待や DV の恐れ			保育を必 保育を必						_	ご相談ください。)

3 保育園等利用調整基準指数表 2号認定・3号認定の方のみ提出

お子さん1人につき、1枚ずつ記入してください。

4 該当する場合のみ提出が必要な書類

区 分	提出が必要な書類
出生予定で入園申込みする場合	・ 母子健康手帳の写し ※表紙と出産予定日がわかるページ
在宅障害児(者)のいる世帯	• 障害者手帳等の写し
転入予定で入園申込みする場合	• 令和7年度市民税課税証明書
令和6年中に海外赴任等で国外 に居住していた場合	令和6年1月1日から令和6年12月31日までの国内および国外での所得が分かる書類



■教育・保育給付認定申請・入園申込み時の注意事項について

児童の健康状態等について

支給認定申請書(兼施設利用申込書)⑥「児童の状況」欄に該当項目がある場合は、詳細な記入をお願いします。入園前の面談時等で確認させていただきます。

・児童にアレルギーがある場合

「どのようなアレルギーがあるか」、「どういった対応が必要か」など

・児童に発達・発育に心配がある場合や障害のある場合

「どのようなことに心配があるか」、「どういった配慮が必要か」、「主治医からの意見等」など

保育園や認定こども園では、アレルギーの原因となる食材料を取り除いた除去食の対応や園での生活に配慮の必要な場合の対応を行っています。お子さんが安心して園での生活を送っていただくために、詳細な記入のご協力をお願いします。

育児休業明けに伴う申込みの場合

入園申込み時に提出する「就労証明書」の勤務先に復職することを前提としています。また、 復職後は、復職日を記載した「就労証明書」の提出が必要です。やむを得ず、復職予定の勤務 先を退職(転職を含む)する場合は、保育の必要性と優先利用に変更が生じるため、必ずご連 絡ください。

育児休業給付金の申請手続きについて

令和7年4月から育児休業給付金の支給期間延長手続きに保育園等の利用申込書の写しが必要となりました。育児休業給付金の支給対象期間を延長する可能性のある方は、保育園等の利用申込書の写しをとって保管しておいてください。

■令和8年度クラス年齢早見表

クラス年齢	対象生年月日
0歳児	令和7年(2025年) 4月2日 ~
1歳児	令和6年(2024年) 4月2日 ~ 令和7年(2025年) 4月1日
2歳児	令和5年(2023年)4月2日 ~ 令和6年(2024年)4月1日
3歳児	令和4年(2022年)4月2日 ~ 令和5年(2023年)4月1日
4歳児	令和3年(2021年)4月2日 ~ 令和4年(2022年)4月1日
5歳児	令和2年(2020年)4月2日 ~ 令和3年(2021年)4月1日

※年度の途中でクラス年齢が変わることはありません。

■利用者負担額(保育料)等について

【全児童】

保育料 (利用者負担額)	無償	(0円)	市独自
--------------	----	------	-----

保育料無償について

国の施策として3~5歳児の保育料を無償としていますが、<u>魚沼市では令和7年度から独自施策として、0~2歳児を含むすべての児童の保育料(利用者負担額)を無償としています。</u>

【3~5歳児クラス】

給食費	副食費 (おかず・おやつ代)	免除 (O円) 市独自
和及其	主食費	800円まで免除 市独自

主食費・副食費の免除について

幼児教育・保育無償化実施前は、利用者負担額の一部または実費として保護者が負担していましたが、無償化後は、実費負担に統一されています。国の制度では、年収360万円未満相当世帯の子どもと第3子以降の子どもについて負担を免除しますが、魚沼市では独自施策として、3~5歳児クラスのすべての子どもの給食費(副食費は月額4.900円相当、主食費は月額800円(※私立園では一部負担有り))を免除しています。

■保育園等の利用に際しての注意事項

新規入園のお子さんは、短い時間から徐々に通常の保育時間にしていく「ならし保育」が必要となります。(入園前に「ならし保育」が必要な場合は一時預かり利用となりますので、園にご相談ください。)

園やお子さんの年齢等により異なりますが、3日~1週間程度です。

「ならし保育」期間は早めのお迎えが必要となりますので、事前に園と相談してください。

- 教育・保育給付認定の変更は、申請された月の翌月から変更となります。申込み後(入園後を含む)に申請内容等に変更が生じた場合は、必ず子ども課へ届け出てください。届出がない場合や必要な書類の提出がない場合は、教育・保育給付認定を取り消し、退園していただく場合がありますのでご注意ください。
 - ※虚偽の申請があった場合は認定を取り消されます。また、条例により過料が科される場合があります。
- •「すもんこども園」に3号認定で入園された場合、満3歳に達した際の認定区分の切り替えは 2号認定となります。その年度において1号認定の選択は出来ません。翌年度に1号認定を希望される場合は、現況届(毎年2月頃)にて認定区分の変更を届け出てください。

■市内幼稚園・保育園等一覧

	施設	所 在 地	定員	受入れ	延長保育	育を含む開園	園 時 間	通園
	加地 克文	(電話番号)	上 貝	年 齢	平日	土 曜	日曜·休日	バス
	堀之内 なかよし保育園	佐型 777-4		0				
	佐梨保育園	佐梨 777-4 (792-0634)	75名	6ヵ月〜		7:00~19:00 (2園で週交替)		-
	伊米ヶ崎保育園	虫野 1897-8 (792-1095)	80名	6ヵ月〜				0
公立	つくし保育園	七日市 275-1 (792-1191)	150名	6ヵ月〜	7:00~19:00	7:00~19:00	休園	0
17	ふたば西保育園	Ш□ 20-1 (799-2227)	160名	6ヵ月〜		7:00~19:00		0
	ふたば東保育園	今泉 1995-1 (799-2058)	160名	6ヵ月〜		(2園で週交替)		0
	すもんこども園 (認定こども園)	須原 4546-1 (797-2002)	85名	6ヵ月〜		7:00~19:00		0
	めぐみ幼稚園	井口新田 360 (792-6768)	45名	満3歳~	7:15~18:45	休 園	休 園	1
私	小出保育園	小出島 598 (792-3434)	180名	2ヵ月~	7:00~22:00	7:00~22:00	7:00 ~ 22:00	0
立	清心保育園	四日町 277-1 (792-5144)	60名	2ヵ月~	7:00~19:30	7:00~19:00	休 園	1
	第二たんぽぽ保育園	中原 296-1 (793-7320)	90名	2ヵ月~	7:00~19:00	7:00~19:00	7:00 ~19:00	_
地域型	入広瀬保育室	穴沢 246-1 (子ども課:792-9201)	5名	6ヵ月〜 3歳未満	8:30~16:30	休 園	休 園	_

[※]定員は、令和7年4月現在です。今後変更となる場合があります。

◆通園バスについて◆ 通園バスの利用は、3歳児以上で1人で座席に座れることが要件です。 通園バス運行ルートは各園にご確認ください。



■よくあるご質問

【申込みに関すること】

Q: 現在、求職活動中です。入園申込みはできますか。

A: 今回の申込では4月入園希望の場合に入園申込みが可能です。

求職活動を理由として年度途中からの入園を希望する場合は、4月以降にご相談ください。 なお、求職活動での保育認定の有効期間は3ヶ月間です。保育園等の利用開始後、認定期間内に 就労等他の事由に変更がない場合は、保育の必要性がないと判断される場合があります。

Q: 現在、就労していませんが、会社から内定をもらっています。入園申込みはできますか。

A: 入園申込みは可能です。

申込時点で内定中でも、月48時間以上の就労を開始する場合は、申込みが可能です。就労証明書に採用予定で証明を受け、提出してください。

保育園等の利用開始後、就労を始めた際は就労証明書を提出し、「教育・保育給付認定」の変更手続きを行ってください。

Q: 現在2か所で就労中です。どちらの就労証明書も必要ですか。

A: 2か所の勤務先の就労証明書を提出してください。

複数の勤務先で就労している場合は、合計した就労時間を 1 か月の時間として保育必要量を決定します。

Q: 現在、魚沼市に住んでいませんが、入園申込みはできますか。

A: 入園申込みは可能です。

申込時点で魚沼市外にお住まいの場合も入園申込みができますが、令和8年4月1日時点で魚沼市に居住(住民登録)していることが要件です。申請書の余白等に転入予定住所、転入予定日(〇月下旬頃など)を記載して提出してください。

Q: 現在、妊娠中です。出生予定の子どもの入園申込みはできますか。

A: 令和7年10月31日時点で母子健康手帳の交付を受けている場合に、入園申込みが可能です。

出生予定児童の令和7年4月1日時点での月齢が、入園希望園の受入月齢に達していることが出生予定日で確認できる場合に申込み可能です。また、産休・育休明けで年度途中の入園を希望する場合も申込みができます。

ただし、申込状況により入園の調整をする場合があることや予定日より出産が遅くなり、受入月齢に達しないときは、入園できなくなる場合がありますので、予めご了承ください。

《申込時注意点》

- 申請書のお子さんの氏名欄は、空欄にして、生年月日欄は出生予定日を記載してください。
- 母子健康手帳の表紙と出生予定日が分かるページの写しを提出してください。

【保育料に関すること】

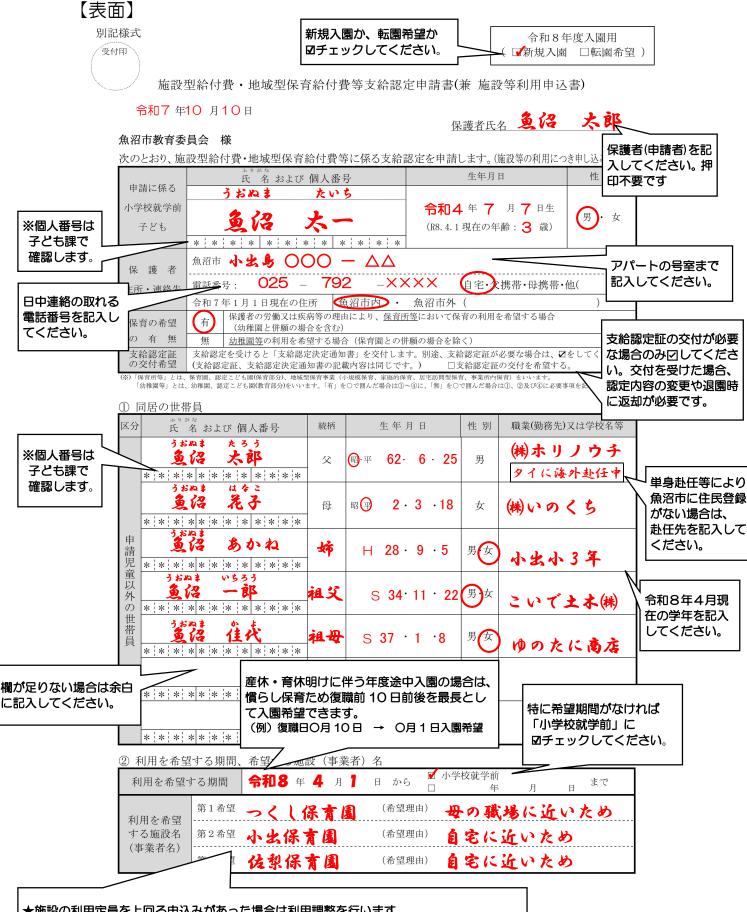
Q: 公立園と私立園で保育料は違いますか。

A:保育料に違いはありません。全児童の保育料が無償となります。

※主食費や教材代、延長保育料等の実費徴収については、各園により異なります。

■記入例 (支給認定申請書 兼 施設等利用申込書)

記入例を参考に支給認定申請書を記入してください。



★施設の利用定員を上回る申込みがあった場合は利用調整を行います。 保育の必要度の高い順に受け入れますので、<u>第1希望~第3希望まで必ずご記入ください。</u>

	③ 世帯の状況										
		下記のいずれか	に 📝 該	当する(診	核当する項	目にチェッ	ク) 🗆	該当し	しない	\neg	
		ひとり親家庭	□離婚	□調停中	□死別	□未婚 □]その他()	
別居だけで		在宅障害児(者)	障害者氏	F名 (<u>多</u>	诏 一	读)	申請児童。	この続杯	i(祖艾)	
「ひとり親庭」に該当		のいる世帯	☑身体障	章害者手帳	□療育手	上帳 □精神			f#		
せん。		(申請児童を含む)				出童扶養手出 添付してくだ			障害者手帳提出してく	いました。 イギさい	
		生活保護	開始日		年 月	l A			提出してく	./2016	
		里親委託制度	□利用中	□利用	予定(年	月	日)			
	④ 保育の利用	を必要とする理由	3等 ※保					記入して	てください。		
	保育の 続柄			必	要とす	る事	Ц				
	利用を 父 必要と	✓就労□就学□虐得	fやD V Œ			介護・看護 保育利用中			□求職活動)	
	する事 由等 母	✓就労 □妊娠□就学 □虐待							□求職活動)	
	希望する	利	用 希 望	望 時 間			利用着	6 望	曜日		
	利用時間	8 時 3(分から	17時3	0 分まで	月·火	(水 (木)	· 金	土・(目※)		
				保育標準	生時間(1	日 11 時間	は小出保育園	たん 希望 希	 発望する保育	必要量に	
		る保育必要量				8 時間まで			プチェックし	てください	
		では、出いています。 マセクス	0					\searrow $_{*}$	《保護者の就党	が沢等によ	
	10 個人情報寺	の提供に当たって	の者名権	東 ※者名・	をあれずに	の願いします	0	_*	り認定します 就労証明書等	-	
	世帯情報を	費・地域型保育給付費等の支給認定に必要な市町村民税の情報(同一世 と希望内容が違 閲覧し、その情報に基づき決定した利用者負担額について、特定教育 申請書の希望を す。									
		ることに同意しま 請において個人番		ナンバー)	を担当課	が確認する	ことに同	_ 意しま			
		状況等について関								- 0	
				保	:護者氏名	3	自治	太郎	2		
	⑥児童の状況	※該当する項目に	チェックし	、内容等を	記入してく	ださい					
	1 健康状態	こついて							者(申請者)の署名を ずにお願いします。		
	・病気、事故の後遺症、障害の有無 🗹 無 🗆 有								120045(0100)		
	内容()	
	•療育教室等の)利用の有無 [しプレイ)	
	・アレルギーの有無 □ 無 🗹 有 (内容 🌵・牛乳 (服薬育))	
	2 その他(保	育に注意や配慮	してほし	いことな	どをご記	入してくた	<u> :さい。)</u>				
ここより								<u> </u>			
下欄は、									うにおいて、i 要なことなど		
記入不要です。	\								く記入してく		
	・ 本記 3 押 いて に	は記入しないでください	`					\\.			
	*巾記入欄*以下口	認定の可否	・ ける理由)		Ī	忍定者番号			定区分等 □ 2 号 □ 3 号	<u>.</u>	
	年 月	日認定 日認定 給(入園)の可否	の圧円)	7 7 7	「施設名			(利用)	(□標準 [
	1 /	不し十と細山)			1/10HX-11	(白	入州口	CPUPIT :	/yı[H]		

【魚沼市:保育園等利用調整基準指数表】

して〇をつけてください。

利用調整基準指数表(A4両面)記入

うおぬま たいち ふりがな ※申込み児童1人につき1枚提出してください。 たこのをつけてください。 今和4 年7月 生年月日 児童氏名 魚沼 太一 項 調整指数 ひとり親世帯 ■ 基準指数 : 父、母の状況について、それぞれ当てはまる項目の指数を1つ選んでOをつけてください。 5 生活保護世帯 保護者の状況 申込児童(療育手帳等の手帳の交付または療育相談を受けている) 障害者(児)等がいる世帯 $\overline{0}$ 10 \bigcirc 7時間以上 申込児童以外 ※基準指数の事由4・5に該当の場合は適用しない 世帯の状況 6時間以上 9 週 5 日以上の就労 保護者(生計中心者)の失業により就労の必要性が高い場合 5 1日の 5時間以上 8 または 産休明け・育休明け(家庭外労働者のみ) 5 就労時間 月20日以上の就労 4時間以上 7 同居の祖父母が65歳未満で当該児童を保育できる状態にあること $\triangle 3$ 3時間以上 6 同居の祖父母が65歳以上で当該児童を保育できる状態にあること $\triangle 1$ 7時間以上 9 兄弟姉妹が同一の施設にすでに入園している場合 5 **# 2 6時間以上 8 週4日の就労 (求職活動中で入職している兄弟姉妹が未満児クラスの場合は調整指数[2]) 1 目の 父母それぞれで1つずつ 1 家庭外労働 5時間以上 7 または 兄弟姉妹と同時申請で、同一施設の利用を希望する場合 就労時間 申込の状況 月16日以上の就労 4時間以上 6 申込児童以外の就学前子どもを保育園・幼稚園等に預けて O ϕ 3時間以上 小規模保育事業など地域型保育事業の卒園児 複数はつけられません。 7時間以上 8 申込児童の転 5 週3日の就労 6時間以上 ※調整指数は、該当する項目すべてに 専門機関から集 または 月12日以上の就学 その他 5時間以上 6 10 ||以上 5 ○をつけてください。 4 ※現在、育児休業中で復職後に保育施設の利用を います。 20 以上 9 指数 以上 8 8 調整 ◆ 基準指数と調整指数の合計が同点となった場合は、優先順位を判定します。 希望する場合は、就労での申込みとなります。 5 以上 7 指数 ※ 基準指数と調整指数の合計が同点となった場合の優先順位 DJ E 優先項目 25 点 復職後の就労時間を選択してください。 合計 以上 5 5 基準指数の合計が高い場合 引以上 8 世帯の合計所得がより低い世界 6時間以上 週4日の就労 養育する小学 1日の ※児童の祖父母について、保育が出来 家庭内労働 または 就労時間 ※○をつけた基準指数と調整指数のそれ 月16日以上の就労 ない理由に〇をつけてください。 「記の内容について、記入および該当する番号に**〇**をつけ ぞれの合計点数を記入してください。 调3日の就労 1月の ① 司居 2. 別居 (市内・市外) または 4.介 護 就労時間 祖父 月12日以上の就労 62 歳 3. 不在 4時間以上 4 父方 相 月48時間以上就労しているが1日の就労時間が上記に満たない 3 3 可居
別居(市内・市外) 父母 10 妊娠中であるか、出産後間がない 祖母 59 妊娠・出産 歳 3. 不在 香児休業中 3 3 Ø ※利用調整で希望す 1か月以上の入院または常時寝たきりの状態 10 10 1. 同居 状 (就労 2.疾病 5.その他 (8 8 相父 63 歳 3. 不在 (市内 市外) る保育施設に入園で 6 6 ※ひとり親世帯の方は、事由7:親の不在欄で 母方 健福祉手帳1・2 10 10 きなかった場合、そ 61 成 3. 不在 (市内 (市外) 不在の方に〇をつけてください。 福祉手帳、療 の後の対応につい 希望する施設に人園できなかった場合 入闡の申し込みを取り下げる。 用 10 10 常時付き添いが必要なもの(要介護) て、当てはまる番号 第1希望~第3希望の施設が空くまで待つ。 5 親族の介護・看護 常時ではないが保育が困難なもの(要介護3以 8 8 希望する施設以外でも入園できる施設があれば入園したい。 上記以外の状態で保育が困難なもの 5 12 (既にきょうだいが入園している。または、同時申請のきょうだいがいる場 すべてに〇をつけて 災害復旧のため保育ができない場合 10 2 別々の施設でも入園を希望する。 (10) V 7 親の不在(死亡、離婚、行方不明、拘禁等)※不在の方に○ 10 1人でも先に入園させたい。 ください。 て 就労確定または内定(事由1の点数を準用) 求職活動 8 ※就労が決まった方や内定している方は、 事由8:その他 の※欄 10 に事由1:家庭外労働 の状況に当てはまる就労時間の指数を記入

どさい≫